

## ○愛知淑徳大学利益相反マネジメント指針

### 1. 目的

愛知淑徳大学(以下、「本学」という)は、別に定める「愛知淑徳大学研究活動上の行動規範」において、本学に所属する研究者各個人は時代や社会の要請に応え、それらの発展に寄与・貢献する責任をもつとともに、行動規範を遵守し、みずからの研究活動を公正な意識のもとに行わなければならないことを掲げている。

一方、大学が産学官連携をはじめとする社会貢献活動を推進するにあたっては、産学官等がそれぞれに有する目的や役割の違いから、本学又はその教職員について、いわゆる利益相反が生じる可能性がある。本学は、適切な利益相反マネジメントを実施することにより、本学教職員が安心して社会貢献活動に参加できる環境を整備し、社会的責任を果たすことを目的として、愛知淑徳大学利益相反マネジメント指針を定める。

### 2. 定義

利益相反とは、本学又はその教職員が企業法人等との関係で有している利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と大学又は大学における教職員の責務が衝突する状態をいい、以下の3つに分類する。なお、その状態には実際に弊害が生じているだけでなく、第三者に弊害が生じているかのように見られる状態も含まれる。

#### (1) 個人としての利益相反

教職員が社会貢献活動に伴って特定の企業等から得る利益と、教職員の本学における責任が相反している状態をいう。

#### (2) 大学（組織）としての利益相反

大学（組織）が社会貢献活動に伴って特定の企業等から得る利益と、大学（組織）の社会的責任とが相反している状態をいう。

#### (3) 責務相反

教職員の兼業活動による対外的業務遂行責務と大学での業務遂行責務が両立しない状態をいう。

### 3. 基本的な考え方

本学教職員は、社会貢献活動に参画する上で利益相反により弊害が生じないように行動することを責務とし、本学は、利益相反問題を適切に判断・解決するための体制を整備する。併せて、本学の利益相反に関する情報を適切に公開することで本学

に対する社会的信頼を確保し、社会に対する説明責任を果たす。

#### 4.利益相反マネジメントの対象者

対象者は、本学教職員並びに別に定める利益相反マネジメント委員会で指定された者とする。

#### 5.利益相反マネジメント委員会

本学に学長、副学長、事務局長及び学長が委嘱する者により利益相反マネジメント委員会を設置し、利益相反マネジメントに関する重要事項を審議する。

#### 6.利益相反マネジメントの手続き

##### (1) 自己申告

教職員は、利益相反に関する疑念が生じうる可能性がある場合、利益相反マネジメント委員会に提出するものとする。

##### (2) 実態調査の実施及び対応策の検討

利益相反マネジメント委員会は、必要により、自己申告書、並びに教職員から得られた情報に基づいて、利益相反に関する検討及び事実調査を行うとともに、それらの内容を審議する。

##### (3) 情報公開

本学は、プライバシー保護に留意しつつ情報公開の原則に従い、原則として利益相反に関する情報を公表し、その透明性を確保するとともに社会的説明責任を果たす。

#### 7.利益相反マネジメント指針の改廃

本指針の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

### 附 則

この指針は、平成25年4月1日から実施する。